

「原子力発電施設等立地地域振興特別措置法」改正に向けた提言

平成 22 年 5 月 20 日

自由民主党 政務調査会

電源立地及び原子力等調査会

原子力発電施設等立地地域振興特別措置法

改正に関する小委員会

○小委員会の設置

「原子力発電施設等立地地域振興特別措置法」が施行より 10 年が経とうとしており、平成 23 年 3 月末で期限切れを迎えることとなっている。そこで、その延長そして内容の拡充に向け、電源立地及び原子力等調査会の下に、原子力発電施設等立地地域振興特別措置法改正に関する小委員会を設置し、政府から実施状況を聴取するとともに、原子力発電所立地地道府県及び市町村関係者と意見交換を行い、議論を重ねてきた。

○「延長」について

議論の中で、どの関係者からも強く延長の要望がなされた。わが党として、法案の重要性と今後の原子力政策のさらなる推進に不可欠なものとして 10 年間の延長を行う。

○「改正」の具体的内容について

・改正法の「目的」

現行法 1 条（目的）では、「地域の防災」を前面に出し、「これにより地域の振興を図る」としているが、電力供給は立地地域（供給側）だけでも非立地地域（需要側）だけでも成立するものではない。その両者の「共生」が必要であり、「安全・安心」は一丁目一番地であるが、地域の振興による経済的発展が国土全体を活力あるものにするため、「地域振興」を法目的の前面に打ち出す。

・「立地地域」の指定

市町村合併により、従来、指定地域でなかった地域も都道府県知事の申出により指定地域とすることができることとする。

・「振興計画」の策定

都道府県内では、立地地域と非立地地域が混在している場合もあり、「地域の実情は地域で」という考えのもと、きめの細かい立地振興を行う観点から、振興計画案策定における市町村の関与を強化する。

また、計画案策定に際しては、市町村が都道府県、事業者と意見を交換する機会が現行法でも設けられているが、意思疎通をスムーズにする体制をさらに強力なものにしていく。

・対象事業の国の負担割合

昨今の地域経済の現状と地元ニーズ多様化により、国の負担割合をさらに引き上げる。(5.5/10→6.5/10)

また、同法第8条(原子力発電施設等立地地域の振興のための地方債)については、地方公共団体の活用状況等、現状を把握し、使い勝手等、問題点の有無についても検討していく。

・対象事業の拡大

同法改正案における目的が「地域振興」を前面に出していることから、対象事業を絞るのではなく、地域の特色に合った「地域振興」が可能となるよう、「地域振興に資する事業」とし、どのような事業でも「地域振興」に当てはまれば振興計画の対象事業とする。

・「避難道路」の整備促進

避難道路整備の必要性は未だ高いことから、「避難道路」の整備を強力に進めるため「原子力施設立地地域避難道路整備法(仮称)」を議員立法として検討する。さらに、立地地域の安全・安心を着実に確保する観点から、道路整備を緊急かつ集中して行うインセンティブとして、10年程度の時限立法としていく。

さらに、必要な財源確保については、電源三法交付金や一般会計からエネルギー特別会計への繰り延べによる剰余金(約1000億円程度)の活用などを検討していく。

以 上